

(参考様式2)

### 事前点検シート

ふりがな	せいよし	ふりがな	せいよしあけはまちくかつせいかけいかく
計画主体名	西予市	活性化計画名	西予市明浜地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度～令和7年度 令和3年度～令和5年度	総事業費(交付金)	805,392千円(400,000千円)
活性化計画目標	①柑橘加工施設での雇用者数の増加:6人/年 ②新たな商品開発:2品種	事業活用活性化計画目標	①柑橘加工施設での雇用者数の増加:6人/年 ②新たな商品開発:2品種

計画主体 確認の日付	令和3年2月10日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		柑橘加工施設での雇用は、収穫時期はもちろんのこと出荷時期をずらすことにより、年間を通しての雇用を見据えていること、地域農産物販売の増加をさせることにより、地域所得の向上を見据えていることにより、当法律・当方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		柑橘加工施設は、雇用を必要とし、新たな雇用が創設されること、地域農産物の生産がなされる施設であり、地域農産物の販売額の増加が見込めることから妥当であると言える。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標に対して、事業活用活性化計画において、具体的な指標を掲げ整合を図っている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		実施中でない。

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（西予市）において、農業の6次産業化による活力ある農山村の再生と謳っており、調和が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		令和2年度において、市民検討委員会を開催した結果を両計画に反映させており、地域住民の合意形成を基礎と言える。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		市民検討委員会の副会長を女性が担っており、女性の意見が反映されている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		事業実施（計画）主体は市が担い、建設にあたる諮問機関として、生産者、地域づくり会の代表者、JA等で構成している市民検討委員会を設置していることから、推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		柑橘加工施設は、雇用を必要とし、新たな雇用が創設されること、地域農産物の生産がなされる施設であり、地域農産物の販売額の増加が見込めることから、それに基づいた活性化計画、事業活用活性化計画の目標と事業内容の整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間：事業実施期間3年であることから、計画期間を5年としている。 実施期間：過去に実施した建築事業の計画・実績を参考としたため適切であると言える。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		建築基準法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に該当する。 施設の設計時から、八幡浜保健所や住宅局と協議を重ねるようなスケジュールを組んでおり、各法律の基準に適合する施設を建築するような積算で事業費を組んでいるため、許可を得ることは確実と思われる。

1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		交付対象事業費 800,000 千円に対して、交付金額 400,000 千円で交付率 1/2 以下である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		当地区は、都市計画法を受けた西予市都市計画マスタープランで指定する都市計画区域には該当していないため、市街地区域を含んでいない。 区域の総面積 2,598ha（うち経営耕地面積 306ha、森林面積 1,619ha）であり、農林地割合は（306ha+1,619ha）/2,598ha の計算式から概ね 74%となる。 区域の人口 3,319 人（うち農業従事者 314 人、漁業就業人口 120 人）であり、農林漁業就業者数の割合は（314 人+120 人）/3,319 人の計算式から概ね 13%となり、農山漁村活性化法第三の要件を満たしている。

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		新規に建築する建物であり、交付金の切り替えに該当しない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		実施設計において、合致するよう検討をする。
	実施要領別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活	—		

	<p>動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	—		
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	—		
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>	○		<p>柑橘加工施設（鉄骨鉄筋コンクリートもしくは鉄筋コンクリート）：38 年 搾汁機器（食料用製造業用設備）：10 年</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	○		<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、算出したため適切であると言える。 投資効率は 1.04 である。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか</p>	○		<p>1.04 である。</p>
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか</p>	○		<p>交付対象費として、実施設計費、地質調査費、建築工事費、機械器具費、管理委託費としており、実施要領第 14 の「交付対象事業費の内容、構成及び積算」に該当している。 事業実施主体が西予市であり、第 3 の「事業実施主体」に該当している。 活性化区域は、過疎地域自立促進特別措置法等に指定されており要件を満たしている。</p>

2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		事業実施主体が市であることから、個人への交付でない。また、柑橘の搾汁加工施設であり汎用性が低い事から、目的外使用は不可能である。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	/	/	/
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—		
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		同市内にある海の駅「潮彩館」があり、11月から6月において、柑橘の加工を行っている。この施設では、キャタピラ方式の搾汁機械を据え、4,000本/日の搾汁が可能であるが、毎年36万本の柑橘加工を行い、搾汁が集中する4月、5月、12月、1月においては、搾汁が追いつかず、搾汁が行えない柑橘は、市外の搾汁施設へ搬出しており、当市において、搾汁施設が不足している。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		指定管理者制度により、公の施設の管理・運営を検討している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		当地区の経営体数、出荷実績量を推計したうえで、施設規模を決定したり、当地区の柑橘生産者が活用しやすいよう地区の中心地に建設したりするなど、利用環境に配慮している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		市が推進しているジオパーク構想とのコラボ、明浜地区の生産者を前面に出すパッケージ、販路拡大として、デパートやスーパーへの働きかけ、さらにふるさと納税の返礼品としての活用など、販路拡大計画を立てている。加えて、新たに営業担当者を1人雇用することにより、運営体制も整っている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		新加工施設においては、女性従業員の積極的雇用を計画している。今後は、婚活等の事業も合わせて実施していく計画である。
2-10	事業費積算等は適正か	/	/	/
	過大な積算としていないか	○		近傍の類似施設の実績単価により、積算しており過大となっていない

				ない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		倉庫において、仕様を落とすことにより、建築コストの低減に努める。加えて、施設の全般の建築においては、一般競争入札として、コスト低減を図る。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		駐車場は、施設の職員と施設利用者の分スペースと、ウイング車の巡回スペースと進入路のみを想定しており適正と言える。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		汎用性のない、搾汁機器に付属する備品を交付対象として計画している。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		地区の中心に位置しており、最も遠い方でも 15 km圏内と立地性に優れていることに加え、使用頻度が減少したグラウンドを利用することにより、大型車の搬入が可能であるなど、利便性にも優れている。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		市有地であり、すでに確保されている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ-1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	○		農産物処理加工施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱の別記 1 のⅡのⅡ-1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象事業上限事業費の基準に準ずるとあるが、同基準に当該施設は該当しない。 前述の 2-10 で近傍の同規模の類似施設の整備単価に比べ、適正であり過大な積算となっていない。
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m <sup>2</sup> 以内か（既存施設は	○		延床面積は 1,280 m <sup>2</sup> としている。

	除く)			
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m <sup>2</sup> 以内の交付算定額となっているか)	—		
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	/	/	/
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—		
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		過疎対策事業債の充当を計画している。償還については据置期間3年を含む12年の償還期間で計画的に行う予定である。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		施設については、一般競争入札で行う。搾汁機器については、特殊の技術を必要とするため買い入れ先が特定されることからプロポーザル方式を採用する。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか	/	/	/
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		市の規定に基づき、適正に管理する。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		実施主体が自治体であるため、収支計画について議会の議決を受ける予定である。 また、税理士、銀行の営業担当者、市財政課等からなるチームに

				プレゼンテーションを行い、計画内容を診断する。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—		
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		農業以外の産業が乏しく、経済基盤が脆弱であり、移住や帰郷を促進するが、雇用の場がないことや、農業経営者の経営体数や耕作面積も減少していることを解決すべく建設する施設であり、生産振興を主たる目的とするものではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	—		
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	○		国土強靱化施策、ジオパークによる地域活性化の取組（第 2 次四国西予ジオパーク推進計画）

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。